

定 款

社会福祉法人更生会

社会福祉法人更生会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 老人短期入所事業の経営
- (ホ) 相談支援事業の経営
- (ヘ) 認定生活困窮者就労訓練事業の運営
- (ト) 障害児通所支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人更生会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鹿児島県南九州市頴娃町別府4710番6に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が40万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 事業計画及び収支予算
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとするこ

とができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

（資産の区分）

第 30 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び~~収益事業用財産~~の 4 種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び~~収益事業用財産~~以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び~~収益事業用財産~~は、第 38 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 39 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、南九州市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、南九州市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 32 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び收支予算）

第 33 条 この法人の事業計画書及び收支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 35 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 36 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 37 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種 別)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業

(2) 福祉給食サービス事業

(3) 更生保護事業

(4) 緩和型デイサービス

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得なければならない。なお、重要事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の同意を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 指定管理事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得なければならない。なお、重要事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(収益の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、南九州市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を受けるなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を南九州市長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人更生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

| | |
|-----|-----------|
| 理事長 | 中 村 佐 吉 |
| 理 事 | 田 口 正 門 |
| 理 事 | 羽 牟 実 義 |
| 理 事 | 安 西 末 光 |
| 理 事 | 朝 隈 十 寸 |
| 理 事 | 岩 下 一 男 |
| 監 事 | 海 江 田 綱 重 |
| 監 事 | 中 村 善 徳 |

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年11月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年4月10日から施行する。

附 則

この定款の変更は、南九州市長の認可があった日から施行する。(令和元年5月28日施行)

附 則

この定款の変更は、南九州市長が認可をした日から施行する。(令和2年1月16日)

附 則

この定款の変更は、南九州市長が認可をした日から施行する。(令和2年4月10日)

附 則

この定款の変更は、南九州市長が認可をした日から施行する。(令和3年1月13日)

附 則

この定款の変更は、南九州市長が認可をした日から施行する。(令和3年2月9日)

附 則

この定款の変更は、南九州市長が認可をした日から施行する。(令和4年1月25日)

別 表

(1) 基本財産（建物）

| | | |
|--|-------|------------------------|
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字榎山4710番地6、4711番地、4712番地、 4709番地4所在の | | |
| 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建 | 寄宿舎 | 1棟 673. 17平方メートル |
| 鉄骨造セメントかわらぶき平家建 | 寄宿舎 | 1棟 1, 280. 64平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字榎山4709番地4所在の | | |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根式階建 | 職員寮 | 1棟 121. 90平方メートル |
| 壹階 | | |
| 式階 | | 121. 90平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字榎山4711番地1、4711番地2、所在の | | |
| 木造セメント瓦葺平家建 | 自活訓練室 | 1棟 83. 93平方メートル |
| 木造セメント瓦葺平家建 | 自活訓練室 | 1棟 82. 12平方メートル |
| 鉄骨造セメントかわらぶき平家建 | 自活訓練室 | 1棟 251. 31平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字榎山4710番地6、4709番地7、4709番地8所在の | | |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 | 管理室 | 1棟 225. 80平方メートル |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 | 食堂室 | 1棟 270. 93平方メートル |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根二階建 | 収容舎 | 1棟 226. 26平方メートル |
| 一階 | | |
| 二階 | | 210. 00平方メートル |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根二階建 | 収容舎 | 1棟 171. 32平方メートル |
| 一階 | | |
| 二階 | | 147. 19平方メートル |
| 鉄骨造スレート葺平家建 | 作業場 | 1棟 131. 22平方メートル |
| 木造スレート葺平家建 | 訓練室 | 1棟 49. 16平方メートル |
| 鉄骨造陸屋根平家建 | 収容舎 | 1棟 265. 83平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字中原5416番地1所在の | | |
| 鉄骨造かわらぶき平家建 | 事務所 | 1棟 529. 61平方メートル |

| | | |
|--------------------------------------|---------------|--------------|
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字榎山4710番地1所在の | | |
| 木造セメント瓦葺平家建 | 寄宿舎 | 1棟 |
| | | 89.34平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字土取ヶ尾8494番地7、8494番地5所在の | | |
| 木造セメントかわらぶき平家建 | 作業場 | 1棟 |
| | | 96.00平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字上橋口5373番地1所在の | | |
| 木造かわらぶき2階建 | グループホーム・ケアホーム | 1棟 |
| 一階 | | 112.62平方メートル |
| 二階 | | 111.72平方メートル |
| 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 | グループホーム | 1棟 |
| | | 37.90平方メートル |
| 木造かわらぶき平家建 | グループホーム | 1棟 |
| | | 100.86平方メートル |
| 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 | グループホーム | 1棟 |
| | | 72.20平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字上橋口5373番地4所在の | | |
| 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 | グループホーム | 1棟 |
| | | 56.85平方メートル |
| 木造かわらぶき2階建 | 共同住宅 | 1棟 |
| 一階 | | 72.04平方メートル |
| 二階 | | 58.79平方メートル |
| 木造かわらぶき2階建 | 共同住宅 | 1棟 |
| 一階 | | 72.04平方メートル |
| 二階 | | 58.79平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字土橋口5373番地4所在の | | |
| 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 | 寄宿舎 | 1棟 |
| | | 65.88平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字土橋口5373番地5所在の | | |
| 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 | 給食センター | 1棟 |
| | | 634.34平方メートル |
| 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 | 貯蔵庫 | 1棟 |
| | | 10.00平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字中原5400番地2所在の | | |
| 鉄骨造セメントかわらぶき平家建 | ケアホーム | 1棟 |
| | | 230.85平方メートル |
| 鉄骨造セメントかわらぶき平家建 | ケアホーム | 1棟 |
| | | 117.32平方メートル |

鹿児島県南九州市頴娃町別府字中原 5407 番地 1 所在の

| | | |
|-----------------|-------|---------------|
| 鉄骨造セメントかわらぶき平家建 | 自活訓練室 | 1 棟 |
| | | 260.68 平方メートル |
| 鉄骨造セメントかわらぶき二階建 | 自活訓練室 | 1 棟 |
| 一階 | | 93.19 平方メートル |
| 二階 | | 94.30 平方メートル |
| 鉄骨造セメントかわらぶき平家建 | 自活訓練室 | 1 棟 |
| | | 230.85 平方メートル |
| 鉄骨造セメントかわらぶき平家建 | 自活訓練室 | 1 棟 |
| | | 117.32 平方メートル |
| 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 | 作業所 | 1 棟 |
| | | 92.85 平方メートル |

鹿児島県南九州市頴娃町別府字中原 5408 番地 1 所在の

| | | |
|----------------|------|---------------|
| 木造セメントかわらぶき平家建 | 共同住宅 | 1 棟 |
| | | 113.71 平方メートル |

鹿児島県南九州市頴娃町牧之内字馬ウツロ 3776 番地 8 所在の

| | | |
|----------------------|-------|-----------------|
| 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建 | 老人ホーム | 1 棟 |
| | | 2,209.67 平方メートル |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 | 機械室 | 1 棟 |
| | | 152.50 平方メートル |

鹿児島県南九州市頴娃町別府字鶴留上 2795 番地 1、2795 番地 2 所在の

| | | |
|-------------|----|---------------|
| 鉄骨造スレート葺平家建 | 居宅 | 1 棟 |
| | | 157.93 平方メートル |

鹿児島県南九州市頴娃町別府字鶴留上 2795 番地 2 所在の

| | | |
|----------------------|----|--------------|
| 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平家建 | 居宅 | 1 棟 |
| | | 51.87 平方メートル |

鹿児島県南九州市頴娃町別府字上迫 3238 番地 1 所在の

| | | |
|-----------|----|--------------|
| 鉄骨造陸屋根平家建 | 居宅 | 1 棟 |
| | | 89.34 平方メートル |

鹿児島県南九州市頴娃町別府字上迫 3238 番地 4 所在の

| | | |
|----------------|----|---------------|
| 鉄骨造コンクリート屋根平家建 | 居宅 | 1 棟 |
| | | 111.00 平方メートル |

鹿児島県南九州市頴娃町別府字上迫 3230 番地 1 所在の

| | | |
|---------|----|---------------|
| 木造瓦葺平家建 | 居宅 | 1 棟 |
| | | 103.66 平方メートル |

鹿児島県南九州市頴娃町別府字横浦頭 3057 番地所在の

| | | |
|-------------|---------|---------------|
| 木造セメント瓦葺平家建 | グループホーム | 1 棟 |
| | | 151.62 平方メートル |

| | | |
|--|---------|-----------------|
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字横浦頭3057番地1所在の 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 | 共同住宅 | 1棟 |
| 一階 | 51.87 | 平方メートル |
| 二階 | 51.87 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字横浦頭3059番地2所在の 鉄骨造陸屋根平家建 | 居宅 | 1棟 |
| | | 88.44 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字藏道6160番地1所在の 鉄骨造陸屋根平家建 | 寄宿舎 | 1棟 |
| | | 88.44 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字鳥山6275番地3、6277番地1所在の 鉄骨造スレート葺平家建 | 作業場 | 1棟 |
| | | 271.26 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字釜迫平8468番地所在の 木造セメントかわらぶき平家建 | 自活訓練室 | 1棟 |
| | | 89.34 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字土取ヶ尾8494番地2所在の 鉄骨造セメントかわらぶき平家建 | 共同住宅 | 1棟 |
| | | 126.35 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字土取ヶ尾8492番地14所在の 鉄骨コンクリート造陸屋根2階建 | 共同住宅 | 1棟 |
| 一階 | 136.13 | 平方メートル |
| 二階 | 136.13 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町牧之内字馬ウツロ3769番地1所在の 鉄骨造合金メッキ鋼板葺・陸屋根平家建 配食支援センター | 1棟 | |
| | | 232.35 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町御領字土手塚7483番地所在の 木造合金メッキ鋼板葺平家建 | 障害者支援施設 | 1棟 |
| | | 143.15 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字中原5400番地2、5408番地1所在の 鉄骨造かわらぶき平家建 | 店舗 | 1棟 |
| | | 65.10 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市知覧町南別府字塩屋道26817番地1、26815番地2、 26816番地3、26817番地4所在の 鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき・陸屋根平家建 老人ホーム1棟 | | |
| | | 2,010.89 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字釜迫平8468番地、8467番地所在の 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 | 障害者支援施設 | 1棟 |
| | | 1,905.69 平方メートル |

| | |
|--|-------------------|
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字牟田元 8 6 4 4 番地 | |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字摺木出口 8 5 8 9 番地 3、8 5 8 9 番地 4、8 5 8 9 番地 5、8 5 8 6 番地 5、8 5 9 1 番地所在の | |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建 | 福祉施設 1 棟 |
| 一階 | 9 4 9. 7 0 平方メートル |
| 二階 | 8 6 8. 8 6 平方メートル |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 | 障害者支援施設 1 棟 |
| 鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建 | 7 0 0. 7 5 平方メートル |
| 鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建 | 展示場 1 棟 |
| 鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建 | 3 7 0. 0 5 平方メートル |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 | 体育館 1 棟 |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 | 5 9 5. 0 0 平方メートル |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 | 物置 1 棟 |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 | 7 4. 8 2 平方メートル |
| 木造ビニール板ぶき平家建 | 便所 1 棟 |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 | 6 1. 3 9 平方メートル |
| 温室 | 1 棟 |
| 2 8. 0 8 平方メートル | |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 | 便所 1 棟 |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 | 4 9. 2 3 平方メートル |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 | 便所 1 棟 |
| 1 9. 0 0 平方メートル | |
| 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 | 物置 1 棟 |
| 3 1. 5 0 平方メートル | |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字摺木出口 8 5 8 6 番地 1、8 5 8 6 番地 5 所在の | |
| 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根平家建 | 居宅 1 棟 |
| 6 5. 5 8 平方メートル | |
| 木造スレートぶき平家建 | 車庫 1 棟 |
| 1 8. 3 6 平方メートル | |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字摺木出口 8 5 8 8 番地 9 所在の | |
| 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根平家建 | 居宅 1 棟 |
| 7 0. 4 1 平方メートル | |
| 木造スレートぶき平家建 | 車庫 1 棟 |
| 1 8. 3 6 平方メートル | |

(2)基本財産(土地)

| | | |
|---------------------------|--------|------------------|
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4710番6 | 宅地 1筆 | 7, 834.50 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4709番4 | 宅地 1筆 | 887.02 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4711番 | 宅地 1筆 | 716.89 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4711番1 | 宅地 1筆 | 423.49 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4711番2 | 宅地 1筆 | 401.37 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4712番 | 宅地 1筆 | 985.96 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4708番2 | 山林 1筆 | 860 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4709番5 | 山林 1筆 | 985 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4708番1 | 山林 1筆 | 337 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山4709番6 | 山林 1筆 | 1, 146 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町牧之内字馬ウツロ3769番1 | 宅地 1筆 | 730.06 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町牧之内字馬ウツロ3776番8 | 宅地 1筆 | 7, 958.00 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字濱ヶ平145番7 | 宅地 1筆 | 294.02 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字鶴留上2795番1 | 宅地 1筆 | 228.00 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字鶴留上2795番2 | 宅地 1筆 | 612.00 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字鶴留上2795番5 | 雑種地 1筆 | 315 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字上迫3238番1 | 宅地 1筆 | 387.37 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字上迫3238番4 | 宅地 1筆 | 732.45 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字上迫3230番1 | 宅地 1筆 | 1, 001.94 平方メートル |

| | | |
|---------------------------|----------|--------|
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字横浦頭 3040番1 | | |
| 畑 1 筆 | 451 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字横浦頭 3040番2 | | |
| 原野 1 筆 | 449 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字横浦頭 3041番 | | |
| 原野 1 筆 | 643 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字横浦頭 3057番 | | |
| 宅地 1 筆 | 521.00 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字横浦頭 3057番1 | | |
| 宅地 1 筆 | 569.40 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字横浦頭 3057番3 | | |
| 原野 1 筆 | 517 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字横浦頭 3059番2 | | |
| 宅地 1 筆 | 749.58 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字土橋口 5373番1 | | |
| 宅地 1 筆 | 2,757.00 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字土橋口 5373番4 | | |
| 宅地 1 筆 | 2,269.91 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字土橋口 5373番5 | | |
| 宅地 1 筆 | 2,407.03 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字中原 5416番1 | | |
| 宅地 1 筆 | 1,369.00 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字藏道 6160番1 | | |
| 宅地 1 筆 | 1,680.00 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字鳥山 6275番3 | | |
| 宅地 1 筆 | 1,566.00 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字釜迫平 8467番1 | | |
| 雑種地 1 筆 | 31 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字釜迫平 8468番 | | |
| 宅地 1 筆 | 6,774.90 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字榎山 8495番1 | | |
| 田 1 筆 | 809 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字土取ヶ尾 8471番1 | | |
| 畑 1 筆 | 31 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字土取ヶ尾 8471番3 | | |
| 雑種地 1 筆 | 934 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市頴娃町別府字土取ヶ尾 8471番6 | | |
| 畑 1 筆 | 698 | 平方メートル |

| | | |
|----------------------------|---------|--------|
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾 8471番8 | | |
| 雑種地　　1筆 | 1, 664 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾 8471番14 | | |
| 雑種地　　1筆 | 80 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾 8474番4 | | |
| 畑　　1筆 | 1, 006 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾 8482番3 | | |
| 山林　　1筆 | 400 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾 8483番1 | | |
| 原野　　1筆 | 2, 608 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾 8490番2 | | |
| 山林　　1筆 | 1, 067 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾 8492番1 | | |
| 山林　　1筆 | 1, 264 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾 8492番6 | | |
| 山林　　1筆 | 1, 508 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾 8492番13 | | |
| 畑　　1筆 | 926 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾 8492番14 | | |
| 宅地　　1筆 | 878. 77 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾 8493番 | | |
| 畑　　1筆 | 547 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾 8493番1 | | |
| 原野　　1筆 | 616 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾 8494番2 | | |
| 宅地　　1筆 | 979. 33 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾 8494番4 | | |
| 畑　　1筆 | 487 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾 8494番6 | | |
| 畑　　1筆 | 322 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾 8494番15 | | |
| 畑　　1筆 | 2, 049 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字藏道 6156番1 | | |
| 畑　　1筆 | 634 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字水出迫 3512番 | | |
| 畑　　1筆 | 11, 117 | 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字水出迫 3518番 | | |
| 畑　　1筆 | 10, 756 | 平方メートル |

| | | |
|----------------------------|-----|-------------------|
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字中原 5400番2 | | |
| 宅地 | 1 筆 | 1, 588. 00 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字中原 5408番1 | | |
| 宅地 | 1 筆 | 826. 00 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字中原 5401番1 | | |
| 畠 | 1 筆 | 899 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字鳥山頭 6299番3 | | |
| 畠 | 1 筆 | 2, 491 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字鳥山頭 6299番4 | | |
| 畠 | 1 筆 | 968 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字鳥山頭 6304番1 | | |
| 畠 | 1 筆 | 865 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字中尾 3545番13 | | |
| 山林 | 1 筆 | 2, 641 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山東 4717番4 | | |
| 山林 | 1 筆 | 827 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字渡瀬前 4780番 | | |
| 原野 | 1 筆 | 937 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字渡瀬前 4783番4 | | |
| 山林 | 1 筆 | 1, 060 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字渡瀬前 4785番2 | | |
| 山林 | 1 筆 | 2, 730 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字呑ヶ迫 6220番 | | |
| 山林 | 1 筆 | 531 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字呑ヶ迫 6246番 | | |
| 山林 | 1 筆 | 966 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字鳥山 6264番 | | |
| 山林 | 1 筆 | 1, 422 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字釜迫平 8467番 | | |
| 山林 | 1 筆 | 888 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町別府字土取ヶ尾 8474番9 | | |
| 山林 | 1 筆 | 637 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町御領字土手塚 7483番 | | |
| 宅地 | 1 筆 | 1, 380. 00 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市穎娃町御領字土手塚 7482番 | | |
| 山林 | 1 筆 | 924 平方メートル |
| 鹿児島県南九州市知覧町南別府字塩屋道 26817番1 | | |
| 宅地 | 1 筆 | 7, 241. 09 平方メートル |

鹿児島県南九州市知覧町南別府字塩屋道26817番4

宅地 1筆 599.00平方メートル

鹿児島県南九州市知覧町南別府字塩屋道26815番2

宅地 1筆 705.00平方メートル

鹿児島県南九州市知覧町南別府字塩屋道26816番3

宅地 1筆 376.00平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字渡瀬前4782番

山林 1筆 1,243平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字西廻4862番

山林 1筆 1,758平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字西廻4863番

山林 1筆 771平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字中原5403番

山林 1筆 1,101平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字中原5404番

山林 1筆 660平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字中原5405番

山林 1筆 444平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字中原5406番

山林 1筆 1,423平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字番所後5184番3

宅地 1筆 1,581.76平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字番所後5201番1

雑種地 1筆 147平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字西中原5444番2

畑 1筆 696平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字西中原5445番1

畑 1筆 710平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字西中原5445番2

畑 1筆 1,414平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字西中原5446番1

畑 1筆 897平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字涼松頭5524番1

畑 1筆 1,254平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字涼松頭5524番2

畑 1筆 305平方メートル

鹿児島県南九州市穎娃町別府字榎山東4726番

山林 1筆 1,949平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字渡瀬東4735番

山林 1筆 721平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字牟田元8644番

宅地 1筆 20,385.00平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字摺木出口8586番5

宅地 1筆 1,215.00平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字摺木出口8589番3

宅地 1筆 6,699.63平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字摺木出口8589番4

宅地 1筆 383.00平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字摺木出口8589番5

宅地 1筆 375.46平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字摺木出口8591番

宅地 1筆 4,111.00平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字摺木出口8592番1

宅地 1筆 105.00平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字摺木出口8586番1

宅地 1筆 408.00平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字摺木出口8588番9

宅地 1筆 374.00平方メートル

鹿児島県南九州市頴娃町別府字摺木出口8646番1

山林 1筆 3,016平方メートル